

ハンファエナジージャパン株式会社 倫理綱領

顧客・株主・役職員の満足を追求し、協力会社との信義と公正を基盤として商取引の秩序を確立するとともに、国家および社会に対する責任を果たす倫理経営を実践するため、本倫理綱領を制定・施行する。

第1章 総則

第1条（目的）

本倫理綱領は、ハンファエナジージャパン株式会社の倫理経営実践のための価値判断基準および関連事項を定めることを目的とする。

第2条（適用対象）

本倫理綱領は、ハンファエナジージャパン株式会社のすべての役職員および協力会社に適用される。

第3条（用語の定義）

- ① 金品：現金、有価証券、物品およびその他の経済的利益をいう。
- ② 接待：食事、酒類、娯楽（ゴルフ等を含む）などの提供をいう。
- ③ 便宜：接待以外の宿泊、交通、各種イベント支援など相手方に経済的損失が生じる一切の便益提供をいう。
- ④ 協力会社：当社と取引関係にあるすべての個人および法人。
- ⑤ 利害関係者：役職員の行為や意思決定により利害関係を有するすべての社内外の自然人・法人・団体をいう。
- ⑥ やむを得ず提供を受けた場合：本人不在中に提供された場合、あるいは好意に対し頑なに拒否すると非礼となる場合、本人の認識のない家族・親族・知人を通じた授受が発覚した場合をいう。
- ⑦ 社会通念上認められる範囲：提供者の誠意・自発性・対価性の欠如が認められる一般的金額の範囲内の提供をいう。

第2章 顧客に対する責任と義務

すべての顧客の意見を常に尊重し、顧客の立場に立ったサービスと便益を提供することによって、顧客にとって有益な価値を継続的に創出し、確固たる信頼を得る。

第4条（顧客尊重）

- ① 顧客満足を最優先とし、意見に常に耳を傾ける。

- ② 丁寧で整った態度と身だしなみで対応する。
- ③ 顧客の業務を最優先で処理する。
- ④ 電話対応は親切かつ誠実に行う。

第5条（顧客との約束履行）

- ① 顧客との約束は必ず守る。
- ② 問題発生時は積極的に対処し、被害を最小限に抑える。

第6条（価値提供）

- ① 顧客の成長が当社の成長であるとの認識の下、価値創造に努める。
- ② 顧客要求に合致する最高品質の商品とサービスを提供する。

第7条（顧客利益の保護）

- ① クレームがあった場合は迅速に対応する。
- ② 顧客の事前同意なしに情報を流用・第三者提供しない。

第3章 法令遵守と自由競争市場秩序の尊重

企業活動が行われるすべての地域において、関連する法令および商習慣を遵守し、公正性と透明性が確保された方法で競争する。

第8条（法令および商習慣の遵守）

- ① 国内外の公正取引関連法を違反する行為を行わない。
- ② 海外駐在者は現地の法令および商習慣を把握し違反しないよう努める。

第9条（自由競争市場秩序の尊重）

- ① 競合他社と相互尊重に基づく健全な競争を行い、相手の利益を侵害したり不当利用しない。
- ② 正当な方法で情報を取得し、競合情報であっても不当開示しない。

第4章 協力会社との相互発展の追求

透明かつ公正な取引を通じて相互の信頼と協力関係を維持し、相互の発展を追求する。

第10条（公正な取引）

- ① 資格を有するすべての会社に対して、公平に協力会社としての参加機会を提供し、登録および選定に際しては客観的かつ公正な基準に基づいて合理的に決定する。
- ② すべての取引は対等な立場で公正に行い、条件および手続について相互に十分協議する。

- ③ 取引条件の変更時には、当該協力会社と相互協議の上決定する。
- ④ 協力会社に対する評価は、客観的かつ明確な基準を適用し、公正性を確保する。

第 11 条（不当行為の禁止）

- ① 既存協力会社との取引中止時には、明確な理由や日程を通知し、客観性と妥当性を確保する。
- ② 不当な方法に基づく一方的判断による取引中止を行わず、公正性を確保する。
- ③ 協力会社と事前協議なしに費用を転嫁する行為を禁止し、信頼性を確保する。
- ④ 業務に関連し、優越的地位を利用して金品・接待・便宜の提供を受けない。やむを得ず受け取った場合は倫理経営実践事務局に報告し、原則として返却、または寄付とする。
- ⑤ 上司や同僚が金品等を授受しながら適切な対応を取らなかった場合は、倫理経営実践事務局に通報する義務がある。
- ⑥ 上記に該当する場合、「金品・接待授受報告書」を提出する。事前に電話・メールで通報後、報告書提出でも可。

第 12 条（相互発展の追求）

- ① 公正かつ合理的な取引関係を通じた透明な取引風土の形成に努める。
- ② 協力会社が長期的に競争力を持ち成長できるよう積極的に支援し、創出された利益を共有する。

第 5 章 役職員の基本倫理

ハンファエナジージャパン株式会社の役職員は、正しい倫理観を備えた企業市民としての姿勢を堅持し、たゆまぬ自己研鑽と公正な職務遂行を通じて、個人および会社の発展に貢献する。

第 13 条（基本倫理）

- ① ハンファ人として誇りと自負を持ち、常に誠実な姿勢を保持する。
- ② 部門間の協力と円滑なコミュニケーションにより、会社の目標達成に貢献する。
- ③ 公私を厳格に区別し、私的に会社物品や経費を使用しない。
- ④ 慶弔の際、協力会社等に負担を与える行為は禁止する。
- ⑤ 常に変化に備え、自己開発に努める。
- ⑥ 徹底した安全管理で事故防止に努める。
- ⑦ 教育・訓練により災害対応力を育成し、安全管理規程を遵守する。
- ⑧ 事故発生時には迅速に対処し、地域住民の安全を確保する。
- ⑨ 顧客・社内情報の流出防止に努め、ソフトウェアは正規版を使用する。

第 14 条（公正な業務遂行）

- ① 業務は公正かつ正当な方法で行い、法令・社内規定・商習慣に反しない。
- ② 理解関係者から経済的利益を受け取らない。
- ③ 社会通念上不適切な非倫理的行為をしない。
- ④ 上司は不正な業務指示をしてはならず、部下はそれを拒否でき、通報に対する不利益も受けない。
- ⑤ 経営層への虚偽報告、取引先への虚偽提供を厳禁とする。
- ⑥ 通報者や協力者への不利益があれば、倫理経営委員会が身分保護措置を取る。

第 15 条（役職員間の金銭取引・請託・贈与禁止）

- ① 金銭貸借、連帯保証は原則禁止。
- ② 業務上の不当な請託・経済的利益の授受禁止。
- ③ 原則贈与禁止。例外：上司から部下への自発的贈与、記念日の軽微な贈与。
- ④ 慶弔時の金品授受は自発的かつ社会通念に従う。

第 16 条（職場内のセクハラ防止）

- ① 不必要な身体接触をしない。
- ② 同僚の身体に関する性的評価・比喻禁止。
- ③ 性的羞恥心を誘発する言動をしない。
- ④ 飲み会での飲酒・踊りの強要禁止。
- ⑤ ポルノサイト・わいせつ物閲覧禁止。

第 17 条（相互尊重）

- ① 基本的な礼儀を守る。
- ② 不遜な言動や侮辱的発言をしない。
- ③ 苦痛や嫌悪感を与える行為をしない。
- ④ 学歴・性別・宗教・血縁・出身地・障害・国籍・人種による差別や派閥形成をしない。

第 6 章 役職員に対する責任

ハンファエナジージャパン株式会社は、すべての役職員を自由意思を持つ主体として尊重し、その能力と業績に応じて公正に処遇し、役職員の創造性が十分に発揮されるよう努める。

第 18 条（尊重と人材育成）

- ① 自主性と誇りを持って業務できる制度を確立する。
- ② 教育機会を平等に提供し、知識共有を促進する。
- ③ 上司は部下の適性に応じた指導を行う。
- ④ プライバシーを尊重し、信頼に基づく企業文化を構築する。

- ⑤ 創造的な業務環境を整備し、課題解決に努める。

第 19 条（公正な待遇）

- ① 適性に応じて平等に業務機会を提供する。
- ② 能力と実績により客観的に評価・報酬する。
- ③ 性別・宗教・出身等に関係なく機会均等を提供する。

第 7 章 国家および社会に対する責任

ハンファエナジージャパン株式会社は、透明で健全な企業へと成長することにより、株主の利益を保護し、国家および地域社会の発展に貢献する。

第 20 条（正しい企業活動）

- ① 健全な企業活動を妨げる行為を排除する。
- ② 国民感情を害する行為や国家経済に有害な行為をしない。

第 21 条（株主利益の保護）

- ① 誠実な経営で企業価値を高め、株主の利益を最大化する。
- ② 情報公開・信頼構築に努める。

第 22 条（社会発展への貢献）

- ① 雇用創出・納税を通じて国家発展に貢献し、教育・福祉活動も推進する。
- ② 社会奉仕活動を支援・奨励する。
- ③ 差別なく平等に雇用機会を提供する。
- ④ 地域住民の正当な要求を受け止め、対応する。

第 23 条（環境経営）

- ① 環境汚染物質排出を最小限に抑え、事故時は最優先対応する。
- ② 環境保護法規を遵守し、環境に配慮した製品・サービスを開発する。
- ③ 地域の環境保全活動に積極的に参加する。

第 24 条（政治介入の禁止）

- ① 会社は政治に関与しない。ただし、個人の参政権は尊重する。
- ② 職場での政治活動は禁止。
- ③ 違法な政治的支援行為は行わない。

附則

第 1 条（施行時期）

本倫理綱領は 2010 年 8 月 16 日より施行する。

第 2 条（遡及適用の禁止）

本綱領の施行日以前の行為には遡及適用しない。

第 3 条（行動指針）

別途定める行動指針を通じて本綱領を実践する。

第 4 条（通報および身分保護）

違反を認識した場合は通報義務があり、会社は報告者の秘密と身分を保護する。

第 5 条（表彰および懲戒）

遵守者は表彰し、違反者は懲戒対象とする。

第 6 条（相談および助言）

不明点がある場合は上司または倫理経営実践事務局に相談・助言を求めること。

第 7 条（解釈および適用）

未規定または解釈上の争点は倫理事務局の判断に従う。

第 8 条（他社内規定との関係）

本綱領および行動指針は他の社内規定に優先する。

第 9 条（改正施行）

本倫理綱領は 2024 年 8 月 29 日より改正施行する。

[別添] 金品・接待等の授受に関する報告書

1. 報告者 (複数の場合、最上位者を記載)			
氏名:	(署名)	職級:	社員番号:
勤務地:		チーム名:	業務:
その他報告者(チーム名/職級/氏名記載後署名) 又は管理者			
2. 報告内容			
授受の種別	金銭(), 物品(), 接待・飲食(), その他()		
授受の規模	種類:	数量:	金額の目安:
提供者情報	会社名:	氏名:	職位:
	取引品目:	年間取引規模:	(万円)
報告内容 (背景および状況を 5W1H に基づき詳述)			
報告者の処理意見 (または処理結果)			
3. 処理内容			
受付日時:	年 月 日	受付者:	(署名)
処理指示:	年 月 日	処理指示者:	(署名)
処理指示内容			
結果確認:	年 月 日	結果確認者:	(署名)
処理結果確認内容			

※ 各部門の責任者または倫理経営実践事務局が、受付、処理指示および結果確認を実施する。